

管理不全空き家の所有者・管理者への罰則強化に着手します

市は、平成 26（2014）年度から空き家対策に取り組んでいますが、行政指導に応じず、状況の改善が見られない管理不全な空き家が近年増加しています。

危険な状態で放置された空き家では、外壁など建築資材の崩落・飛散や倒壊など近隣に危険が及ぶ事態が複数発生しています。市は、近隣への危険を回避するため最低限の対応を行い、その経費を所有者・管理者に請求していますが、支払いに応じていただけない事案が散見されています。

このため、本来行うべき義務を果たさない所有者・管理者に対する罰則強化に向けた条例の見直し作業に着手します。

1 検討している罰則の内容

所有者・管理者の住所・氏名の公表

- ・期限までに勧告（法第 22 条第 2 項）に従わない場合は、命令（法第 22 条第 3 項）を発出
- ・期限までに命令に従わない場合、所有者・管理者の住所、氏名、当該特定空家などの所在地、命令の内容を公表（公表の手法については今後検討）
- ・期限までに命令に従わない場合は、過料を科す

※法＝空家等対策の推進に関する特別措置法

2 見直し作業のスケジュール

7 月：条例改正（案）のパブリックコメントを実施

8 月：柏崎市空家等対策推進協議会（管理不全空家等及び特定空家等審議会）【付属機関】で、条例改正（案）とその具体的運用などを協議

9 月：市議会 9 月定例会議に条例改正（案）を上程

※条例＝柏崎市空家等の適正な管理に関する条例